

人間ドックの費用を助成します

播磨町国民健康保険では、被保険者の健康増進、また病気の早期発見・予防にため、国民健康保険財政の健全化をめざすために人間ドック受診費用の一部を助成します。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

次の①～④のすべてに該当する人が対象です

①受診年度中に40歳～75歳未満(75歳の誕生日の前日まで)の受診に限り(ます)

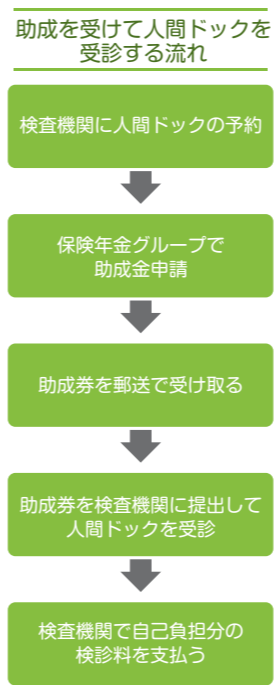
※同一年度内で人間ドックと特定健康診査の両方を受診することはできません。

②平成26年4月1日から受診日まで継続して播磨町国民健康保険に加入している人(以後転入者は随時交付・転出する者にあつては転出日までに受診すること)

③特定健康診査受診券をお持ちの方(受診年度の特定健康診査の対象となる人で、特定健康診査を受診していない人)

④国保税を滞納していない世帯であること

1年間1度も病院などで受診していない被保険者は1割助成とします。これは、前年度において、年度を通じて播磨町国民健康保険の被保険者であり、かつ、年度を通じて1度も病院などにかかっていない世帯に属する人が該当します。



助成の申請について

▼申請受付期間 当該年度の4月1日から2月末日まで(助成申請前に各自で検査機関へ受診予約し、受診予定日の3週間前までに助成申請すること)

▼申請に必要な物 印鑑、特定健康診査受診票

▼申請受付場所 保険年金グループ

▼助成券有効期間 申請日の属する月の翌月末まで

▼助成についての問合せ ☎079(435)2581

人間ドックの受診について

▼受診方法 助成決定後、後日「人間ドック助成券」を送付します。受診日に検査機関へ持参してください

▼受診期間 4月1日から平成27年3月31日まで

▼検査機関・助成対象となる人間ドック

▽加古川総合保健センター

・2時間人間ドック

・1日人間ドック

▽はりま病院検診センター

助成額算出一覧

◆加古川健康保健センター

- 基本コース
 - 2時間人間ドック(②は女性の乳がん検診含む)
 - ①男性 助成額 20,239円(税込)×0.7=15,000円
 - ②女性 助成額 27,043円(税込)×0.7=19,000円
 - 1日人間ドック(④は女性の乳がん検診含む)
 - ③男性 助成額 37,800円(税込)×0.7=27,000円
 - ④女性 助成額 44,604円(税込)×0.7=32,000円
 - オプション 子宮がん検診 4,536円(税込)
- 基本コース+オプション
 - ⑤2時間人間ドック②+オプション 助成額(27,043円+4,536円)×0.7=23,000円
 - ⑥1日人間ドック④+オプション 助成額(44,604円+4,536円)×0.7=35,000円

◆はりま病院検診センター

- 基本コース
 - ①人間ドック日帰りコース(女性の乳がん検診含む) 助成額 41,000円(税込)×0.7=29,000円
 - オプション 子宮がん検診 3,000円(税込)
 - 基本コース+オプション
 - ②人間ドック日帰りコース+オプション 助成額(41,000円+3,000円)×0.7=31,000円
- ※助成割合:7割、助成額:千円未満端数切り上げ

■事業説明

▼実施期限 人間ドック助成事業が実施される期間は、平成26～29年度、または国民健康保険制度が広域化されるまでのいずれか早い時期を期限とします

▼助成制限 助成を受けられるのは1年度に1回限りです

▼検査結果 受診者に検査機関から送付される受診結果票とは別に、検査機関から役場に受診結果データが提供されます。これは、特定保健指導などに使用します

年金

国民年金の届出・手続きを忘れずに

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が減る場合や、受け取れなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障害が残った場合や、万一亡くなられた場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されないおそれがあります。

厚生年金保険資格喪失証明書などの退職を証明する書類を持参して届出をしてください。

被扶養配偶者の収入が増えたとき

会社などで厚生年金や共済組合に加入している方の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者(第三号被保険者)の方のパート収入などが130万円以上になり扶養から外れることになった場合は、第三号被保険者でなくなり、第一号被保険者になります。

被扶養者の資格の喪失を証明する書類を持参して届出をしてください。

※第三号被保険者の方が離婚

被扶養配偶者の配偶者が退職したとき

配偶者の方が会社などを退職して、厚生年金や共済組合の第二号被保険者でなくなる、それまで国民年金の第三号被保険者だった方は、被扶養配偶者でなくなり、国民年金の第一号被保険者になります。

※老齢厚生年金などを受けられる権利をもって会社勤めしている配偶者の方が65歳になって第二号被保険者でなくなった場合も、その方に扶養されている配偶者は第三号被保険者とされず、第一号被保険者になるため届出が必要です。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度

平成26年度も、制度は継続します。申請は設置完了後となります。

▼問合せ すこやか環境グループ ☎079(435)2721



地球温暖化防止対策の一環として、クリーンエネルギーの利用を支援するために、住宅用太陽光発電システム設置にかかる費用の一部を助成します。

- ①住宅の屋根などへの設置に適したもの
- ②低圧排電線と逆潮流有りで連系したもの
- ③設置前において未使用のもの
- ④太陽電池モジュールの最大出力が10kw未満のもの

▶補助対象者 次の要件を満たす方が対象です

- ①自ら居住する町内の住宅にシステムを設置した方。また、システム付の住宅を新築または購入した方
- ②町税を滞納していない方
- ③電力会社と電力供給契約を締結している方
- ④電力供給契約日が平成22年4月1日以降であること
- ⑤同一の住宅において、過去に本補助金を受けていないこと
- ⑥播磨町における暴力団の排除の推進に関する(平成24年条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと

▶補助内容 太陽電池出力1kw当たり2万円(上限8万円)。

ただし、算出額に千円未満の端数がある時は、その端数は切り捨てるものとする

▶申請手続 システム設置完了後、「播磨町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書」に次の書類などを添付し申請してください

- ①システムの購入及び設置に要した費用の領収書及びその明細書の写し
- ②システムの形式や出力のわかる書類
- ③システムの設置状態を示す写真
- ④電力会社との電力供給契約書(電力供給契約の案内)の写し
- ⑤町税完納証明書か非課税証明書(播磨町で課税されていない方)
- ⑥住宅の所有者の承諾書(住宅が自己の所有に属さない場合のみ)

※補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは受け付けを停止することがあります。

退職したとき

20歳以上60歳未満の方が、会社などを退職した場合、国民年金の第一号被保険者になります。

20歳になったとき

20歳になり厚生年金や共済組合に加入していない方は、国民年金の第一号被保険者になります。

20歳以上60歳未満の方

が、会社などを退職した場合